

# いばらき身障者等用駐車場

## 利用証制度



### いばらき身障者等用駐車場 利用証制度とは？

ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障害者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などの申し出により利用証を発行する制度です。

利用証は、県内全ての身障者等用駐車場で利用可能です。

身障者等用駐車場が適正に利用されますよう、県民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

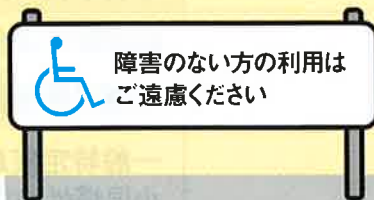


※既に同様の制度を実施している神栖市で発行する利用証についても、県内全域で利用可能です。

※身障者等用駐車場が満車の場合には利用証を持っていても駐車できない場合があります。

利用証は、既に制度を実施している近県と相互利用を行っています。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。



交付対象となる方の詳細については、裏面をご覧ください。

# いばらき身障者等用駐車場利用証制度

利用証の交付対象となる方 次のいずれかの基準に該当し、かつ歩行困難な方

○身体障害者手帳の程度が次の表に該当する方

視覚障害		4級以上	
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	3級以上	
	平衡機能障害	5級以上	
肢体不自由	上肢	2級以上	
	下肢	6級以上	
	体幹	5級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
内部障害	心臓機能障害	4級以上	
	じん臓機能障害	〃	
	呼吸器機能障害	〃	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	〃	
	小腸機能障害	〃	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	〃	
	肝臓機能障害	〃	

○上記以外の対象者

知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」及び「㊤」の方
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1」以上の方
難病患者	一般特定疾患医療受給者証を交付された方 小児慢性特定疾患受診券を交付された方
妊産婦	母子手帳を交付された方で妊娠7ヶ月～産後6ヶ月の方

利用証の申請  
交付窓口

お住まいの市町村

申請方法

交付基準に該当することが確認できる手帳などをご持参のうえ、窓口へお越しください。  
なお、郵送によることも可能です。この場合、申請書(様式はホームページからダウンロードできます。)に  
手帳などの写し及び返送用切手(140円分)を同封のうえ、窓口へ郵送してください。  
※代理申請も可能です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

茨城県保健福祉部厚生総務課 地域保健・医療大学グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6  
TEL:029-301-3129(直通) FAX:029-301-3139  
E-mail:koso3@pref.ibaraki.lg.jp  
ホームページ:http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/koso/